

○ 横浜市不正防止内部通報制度及び特定要望記録・公表制度に関する要綱

制 定 平成 22 年 3 月 16 日 行コ第 304 号
最近改正 令和 2 年 3 月 23 日 総コ第 292 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則（平成 18 年 12 月横浜市規則第 145 号。以下「規則」という。）第 9 条から第 13 条までに規定する内部通報及び規則第 14 条から第 18 条までに規定する要望等の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、規則の例による。

(横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会)

第 3 条 横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会（以下「委員会」という。）の委員は、弁護士資格を有する者その他必要と認められる者の中から、市長が委嘱する。

- 2 委員会に委員長を 1 名置く。
- 3 委員長は、委員の互選による。
- 4 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前項の委員は、再任されることができる。
- 6 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 8 委員長は、前項の規定にかかわらず、緊急に委員会の開催が必要と判断した場合には、持ち回りによる会議を開催することができる。
- 9 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 10 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(委員会の職務)

第 4 条 委員会は、次の職務を所掌する。

- (1) 内部通報及び第 14 条第 1 項の規定に基づく申出の受付
- (2) 第 7 条第 3 項による受理又は不受理の判断
- (3) 第 3 項に規定する担当委員に関すること。
- (4) 報告並びに公表に関すること。
- (5) 第 12 条第 4 項に規定する勧告及び公表等の措置に関すること。
- (6) 特定要望に関し、次に掲げる事項について市長からの依頼に基づき助言すること。
 - ア 対応方法等の適正性に係る事項
 - イ 規則第 18 条ただし書に係る事項
 - ウ その他特に必要と認められる事項
- 2 市長は前項に規定する職務のうち、内部通報及び第 14 条第 1 項の規定に基づく申出の受付については、守秘義務を課した専門業者等に委託することができる。
- 3 委員会は、内部通報の案件ごとに委員の中から担当となる委員（以下「担当委員」という。）を決めるものとする。
- 4 委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委員でなくなった後も、同様とする。

(事務局)

第5条 市長は、委員会及び担当委員の職務の執行に係る事務を補助するため、総務局コンプライアンス推進課に事務局を置く。

- 2 委員会は、事務が適正かつ円滑に行われるよう事務局を監督しなければならない。
- 3 事務局に事務局員を置く。事務局員は、委員会及び担当委員の事務を補助したことに知り得た秘密を漏らしてはならない。事務局員でなくなった後も、同様とする。

(職員等の責務)

第6条 職員等は、内部通報を行う場合には、客観的な資料に基づき誠実に行うように努めなければならない。

- 2 職員等は、規則第9条第1項に規定する目的をもって、規則第2条第3号に定める行為に該当する事実がある場合に、内部通報を行うことができる。この場合において、内部通報と認められないものを例示すると次のとおりである。
 - (1) 誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図による通報
 - (2) 私憤、敵意等個人的な感情による通報
 - (3) 私生活上の問題の解消のみを求める通報
 - (4) 他に相談窓口が設けられている、職員等の異動、処分、勤務条件など人事に関する通報やハラスメントなどに関する通報
 - (5) 過去に完了している事務事業に係る通報で、現在その改善の余地がないもの
- 3 職員等は、通報する際に内部通報事前チェックリスト（第1号様式）により、前項に定める事項を確認するように努めなければならない。
- 4 通報した職員等は、第8条第4項及び第5項の規定に基づき、内部通報の内容の確認や資料の提出を求められた場合には、これに誠実に協力しなければならない。
- 5 通報した職員等から内部通報に伴い提出された資料はこれを返却しない。

(内部通報の受理審査)

第7条 担当委員は、内部通報があったときは、前条第2項に定める要件を審査し、受け付けた日から2週間以内に受理又は不受理の決定を行う。

- 2 担当委員は、受理又は不受理の決定を行うに当たって通報内容の確認が必要と判断したときは、次条の規定による事前調査の結果に基づき、審査を行うことができる。
- 3 担当委員は、受理又は不受理の決定を行うに当たって、必要に応じて委員会に報告し、判断を求めることができる。
- 4 担当委員は、内部通報について緊急性を要すると認められるときは、速やかに委員会へ報告し、委員会はその概要を内部通報報告書（第2号様式）により市長に報告しなければならない。
- 5 前項の規定による報告において、通報した職員等の氏名は、これを報告しない。ただし、特に必要があると認める場合においてあらかじめ本人の同意を得たときは、これを報告することができる。
- 6 担当委員は、受理又は不受理についての決定後、速やかに内部通報決定通知書（第3号様式）により通報した職員等へその結果を通知しなければならない。ただし、匿名で通報した職員等（委員会に対して自己の通知先を明らかにしている職員等を除く。）及び特に連絡を希望しない通報した職員等に対しては、この限りでない。
- 7 担当委員は、前項の規定にかかわらず、第2項及び第3項の規定により、受理又は不受理の判断が受け付けた日から2週間以上要する場合には、内部通報決定延期通知書（第4号様式）により、通報した職員等へ通知しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 8 市長は、前2項に規定する職務について、守秘義務を課した専門業者等に委託することができる。

(事前調査)

第8条 担当委員は、受理又は不受理の決定を行うに当たって通報内容の確認が必要と判断したときは、事

前調査を行うことができる。

- 2 担当委員は、事前調査を円滑に実施するため、調査すべき項目等を調査指示書（第5号様式）により、調査対象となる局区コンプライアンス責任者へ指示することができる。
- 3 局区コンプライアンス責任者は、前項の指示を受けたときは、規則第6条第3項第4号の規定に基づき、指示を受けた日から10日以内に調査結果を所属調査報告書（第6号様式）により、担当委員へ報告しなければならない。
- 4 担当委員は、必要に応じて、通報した職員等に通報内容確認書（第7号様式）により、当該通報の内容及び趣旨の確認を行うことができる。
- 5 担当委員は、必要に応じて、通報した職員等へ当該通報内容の確認を行うため、ヒヤリングを行うことができる。

（受理後の事実調査）

第9条 第7条の規定により受理が決定した場合、担当委員は、委員会に報告するとともに、事実確認のための調査を行う。

- 2 担当委員は、前項の調査を円滑に実施するため、調査すべき項目等を調査指示書（第5号様式）により、調査対象となる局区コンプライアンス責任者へ指示することができる。
- 3 局区コンプライアンス責任者は、前項の指示を受けたときは、規則第6条第3項第4号の規定に基づき調査を実施し、指示を受けた日から4週間以内に調査結果を所属調査報告書（第6号様式）により、担当委員へ報告しなければならない。

（事前調査及び事実調査の取扱い）

第10条 通報した職員等及び各局区のコンプライアンス責任者より調査の命を受けた者は、前2条の調査に協力しなければならない。

- 2 前項の規定により調査に協力した者は、調査結果が公表されるまでの間、調査を受けた事実及び調査により知り得た情報を漏らしてはならない。

（調査結果の報告等）

第11条 担当委員は、調査の結果を委員会に報告するとともに、調査結果報告書（第8号様式の1）により調査対象となった局区コンプライアンス責任者に連絡しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、担当委員は、調査の結果、当該内部通報に係る事務事業に関し、本市の市民の利益を失わせ、若しくは本市に著しい損害を与え、又はそのおそれのある行為があると認めるときは、調査の結果を委員会に報告するとともに、その内容を証する資料と合わせて調査結果報告書（第8号様式の2）により、各局区のコンプライアンス責任者へ改善を勧告しなければならない。
- 3 前項の場合において、委員会は、特に必要と認めるときは、その内容を証する資料とあわせて調査結果報告書（第8号様式の3）により、市長に報告するものとする。
- 4 通報した職員等の氏名はこれを報告しない。ただし、特に必要があると認める場合において、あらかじめ本人の同意を得たときは、これを報告することができる。
- 5 担当委員は、速やかに調査の結果を、調査結果通知書（第9号様式）により通報した職員等に連絡しなければならない。ただし、匿名で通報した職員等及び通報の際連絡を希望しないとした職員等に対しては、この限りでない。
- 6 市長は、前項に規定する職務について、守秘義務を課した専門業者等に委託することができる。

（再発防止への取組等）

第12条 各局区コンプライアンス責任者は、前条第2項の改善勧告を受けたときは、必要に応じて告発するほか、再発防止のため必要な措置を執らなければならない。

- 2 市長は、前条第3項の報告を受けたときは、各局区コンプライアンス責任者に前項の措置を執るよう命じなければならない。この場合において、調査結果の内容が市の他の機関に関するものであるときは、市

長は当該機関に通知し、当該機関は市長に準じて必要な措置を執らなければならない。

- 3 各局区コンプライアンス責任者は、前条第2項の勧告又は前項の命令を受けた日から4週間以内に改善報告書（第10号様式）により、必要な措置の取組状況を委員会へ報告しなければならない。
- 4 各局区コンプライアンス責任者又は当該機関が3か月を経過しても第1項の措置を執らないときは、委員会は、期限を定めて措置を執るよう市長に勧告することができる。委員会が勧告した場合において市長又は当該機関が措置を執らないときは、自ら公表し、告発する等の措置を執ることができる。

（定期報告）

第13条 委員会は、各会計年度の四半期ごとに、内部通報の件数、内部通報の主な内容等を定期報告書（第11号様式）により市長に報告しなければならない。

（不利益取扱いへの対応）

- 第14条** 通報した職員等が、規則第11条第1項に規定する不利益取扱いを受けたときは、その旨を委員会に申し出ることができる。この場合において、当該通報した職員等が内部通報を行った後に受けた不利益取扱いは、特段の事由がない限り、当該内部通報をしたことを理由としてなされたものと推定する。
- 2 委員会は、内部通報を理由として不利益取扱いがなされたと認めたときは、当該不利益取扱いをした者に原状回復その他の改善を勧告することができる。
 - 3 前項の勧告に従わないときは、委員会は、その事実を公表することができる。

（不利益取扱いに関する申出に係る調査）

第15条 前条第1項の申出については、第7条から第9条までの規定を準用する。

（特定要望の報告及び記録）

- 第16条** 規則第14条第4項に規定する連絡及び同条第5項の報告は、特定要望記録報告書（第12号様式）により行うものとする。
- 2 規則第16条第2項及び第3項に基づく協議の結果は当該要望等を記録した特定要望記録報告書に局区コンプライアンス推進員が記録するものとする。
 - 3 規則第16条第5項の規定に基づく通知の結果は、前項の規定に基づき対応方針等を記録した特定要望記録報告書に所管課長が記録するものとする。

（要望等の取下げの申出）

- 第17条** 所管課長は、規則第14条第4項の規定に基づく連絡及び同条第5項の規定に基づく報告後、規則第16条第2項に基づく協議が行われるまでに、要望者に対して規則第17条に基づく取下げの申出が規則第16条第5項に基づく通知までの間にできる旨教示しなければならない。
- 2 規則第17条に基づく取下げの申出があった場合には、所管課長は当該要望について記録した特定要望記録報告書にその旨を記録しなければならない。

（特定要望記録の通知）

第18条 規則第16条第5項の規定による通知は、特定要望記録通知書（第13号様式）により、速やかに行うものとする。ただし、要望者に特定要望記録通知書を交付することが出来ない場合にあつては、口頭により通知することとし、特定要望記録報告書に通知日及び口頭により通知した旨記録することとする。

（特定要望記録の公表）

第19条 規則第18条の規定により、公表を行う際には、個人、団体が特定される情報は、掲載しない。

（関係者の出席等）

第 20 条 特定要望に関し、委員長が必要と認めるときは、委員会の会議に関係職員等を出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(特定要望の助言)

第 21 条 委員長は第 4 条第 1 項第 6 号に規定する依頼があった場合には市長に助言するとともに局区推進委員会に通知するものとする。

(市長の責務)

第 22 条 市長は、委員会の報告等に対して誠実に対処しなければならない。

2 市長は、通報した職員等が第 14 条第 1 項の規定に基づき委員会に申出をした場合において、同条第 2 項の勧告がなされたときは、当該勧告を受けて必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第 23 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務局コンプライアンス推進室長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(横浜市不正防止内部通報に関する要綱及び特定要望記録・公表要綱の廃止)

2 横浜市不正防止内部通報に関する要綱（平成 19 年 3 月 30 日行コ第 152 号）及び横浜市特定要望記録・公表要綱（平成 19 年 3 月 29 日行コ第 136 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 2 月 18 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱第 8 条の規定は、施行日後に受け付けた内部通報について適用し、同日前に受け付けた内部通報については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(調査員の職務)

2 この要綱の施行の前日に受け付けた内部通報に関して調査員が行うべき職務については、同日以後においては、当該内部通報を担当する担当委員が行うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。